

## 第9回検討委員会議事録

と き 令和4年7月20日（水）17:00～19:00

ところ 富良野文化会館 第一会議室

出席者 篠田委員・藤田委員・桑原委員・原田委員・吉田委員・岡本委員

### 進行について

前回確認したとおり、前文、第4～8条、条例名称の検討を行った。

### 前文の内容検討

#### 【内容に対する主な意見】

- ・修正された全文に「子どもたちの心を育み」という表現が入って良いと感じた。
- ・演劇文化、農村文化等文化を限定した表現に引っ掛かりを感じる。
- ・北の国からになじみの少ない世代も増えてきているので、将来のことを考えると前文に名前を載せるのはどうだろうと感じた。しかし、今の演劇という文化が、北の国からをもとに発展してきた事実もあるので、どう表現したらいいか。ただ、限定しないほうが良いのではないか。固有名詞を出さないほうが抵抗感も少ないのではないか。
- ・今回の修正案で良いと思う。パブコメで意見等があれば修正を考えてはどうか。
- ・前回検討委員会でも固有名詞を出さないほうが良いという意見があった。ただ、いろいろな意見を詰め込みすぎると最初に持っていた前文のエネルギーみたいなものが失われてしまうのではないか。
- ・固定したイメージを与えてしまうという懸念もあるが、そこに配慮し過ぎると個性が失われ、どこの町にも通用するような条例になってしまうと思い、表現を残した。
- ・演劇が全面に出ているので、富良野の文化＝演劇ととらえられることが予想できる。今後のまちづくりを進めていく中で、それに対して行政と市民がどう連携していくかが大切。あえてここで個性を出すことは良いのではないか。

#### 【整理した結果】

北海道の中心に位置する富良野市は、南に日高山系の芦別岳、東に十勝岳連峰の富良野岳に囲まれた、世界に誇る美しい山岳田園都市です。

この美しい田園風景は、先人たちが原始の森を伐り開き、汗と涙で創り上げてきたものです。それは、「幸せ」に暮らすために奮闘してきた富良野の人々が自らの手と頭を使って創り出してきた富良野らしい「農村文化」そのものです。

そして、美しい富良野の四季を背景に、「幸せとは何か」という根源的な問題を提起したテレビドラマ「北の国から」が、多くの人々に感動を与え、共感を得ました。そんな中で生まれたのが、富良野演劇工場を本拠地とする「富良野らしい演劇文化」です。

「人は、みんな違って、みんないい」という多様性を受け容れる感性を育むことがとても大切な時代になり、伝統文化や演劇だけでなく、国際化や価値観の多様化に伴い、様々な新しい文化も生まれようとしています。

そんな文化芸術こそが、歴史を紡ぐ時間と空間を超えて、子どもたちの心を育み、平和な世界の実現と生きる力を生み出す創造のエネルギーであり、まち育ての源となるのです。

そんなエネルギーを生み出す発電機として、ここに、文化芸術のこころを具現化する富良野文化振興条例を定めます。

以下、4条～8条について検討を行った。

## 第4条（市の責務）についての検討

### 【主な意見】

- ・座談会で情報にアクセスしにくいとの意見が多かったので、修正案2の第4項に「情報を広く知らしめる」という文言を加えてはどうか。
- ・第6項は少し意味が分かりにくいので、他の項と組み合わせるなどの整理が必要ではないか。
- ・条文をすっきりさせたかったため、内容の重複するところ等はまとめて修正案3とした。努めるという表現を努めなければならないと強めの表現にした。第4項と6項は優先度が低いと考え削除してはどうか。
- ・そもそも、富良野市の文化芸術の充実・発展のために条例を創っているという前提で、市の責務は非常に重要だと思う。市がしっかり後押しするという前提で文化芸術の充実が進んでいくと思う。例えば、この条例が制定された暁には何がかわるのか。財政上の措置が本当に大丈夫かと感じている。今までなかなか出て来なかった文化芸術に関する予算というのが、団体に交付されるだとか、施設の改修が行われる等、条例をつくることによって財政的な裏付けとなるから富良野の文化芸術が発展していくという理解で良いのか。非常に大事なところだけに一抹の不安がある。  
→条例ができて何かはすぐ変わることは難しいかもしれないが、条例制定後の計画の中で具体的な施策や施設の維持管理にも触れることになる。計画を作ればある程度予算の根拠になると思う。
- ・市の責務として「なければならない」という断定調だと強さがある。「努める」だと、頑張ったけどダメだったということにも繋がる。
- ・環境を整備し、必要な財政上の措置を講ずると記載しているが、こじつけの理屈等でここを悪読みして悪用されないようにしてほしい。

### 条文の中の「有機的な連携」という言葉の解釈について

- ・ときどき見かけるが、ぱっとイメージできない。
- ・分かりにくければ削除でもいいのではないか。
- ・密接な関りという解釈はできないか。
- ・「有機的」とは緊密に連絡を取りながら全体を生かすというようなニュアンスだと思うので、残してもいいのではないか。表現として、緊密だとタイトなイメージだが、有機的だと緊密さを保ちながら融通を利かせるというとらえ方もできる。生き物のように伸びたり、縮んだり融通性のある連携というイメージを持ってもらうことにもつながると思う。
- ・分野を超えてネットワークを作ることにも繋がりそう。
- ・有機的を抜くと乾いたイメージになる。

### 情報を広く知らしめるという言葉の解釈について

- ・情報を広く知らしめるという文言は、市の責務に入れるかどうか判断できないが条例の中には入れるべき。
- ・情報を広く知らしめる施策はどんなことが考えられるか。ホームページの充実や広報誌の活用は思い

つくが他には何があるか。

- ・人材バンクがあるのでそれをブラッシュアップすることもできる。
- ・人材バンクも把握しているが、今までもやってきたことと理解している。ここでいう情報を広く知らしめるとは、新たなアプローチのことを指すのではないか。具体的には計画作成の中で議論が必要になると思うが。
- ・デジタルサイネージを活用するなどの視点も必要
- ・町中で発信できると良い。マルシェはそのためにも整備された面もある、観光客なども多いのでモニターでウェルカムボード的に富良野の特徴的な文化を動画で発信できると、面白い。
- ・修正案3の4条第4項に加えてはどうか。
- ・施策に市民の意見を反映させるための情報発信ではなく、市民が文化を享受するための情報発信をイメージしている。市は市民やその他の人に情報を発信すべきという考え方
- ・第2項の「文化芸術施策を推進するにあたっては」という文言に包含できないか。
- ・第4項に加えたのは、「市民及び市を訪れる者が日常的に文化芸術に親しむ機会を提供」が良いと思う市は広く情報を発信すべきであると感じたから。
- ・市を訪れる人を対象にしている点も重要だと思う。
- ・どの条文も「市は～」となっており主語は市である。その中でも権利の保障などを規定しているのが市の責務の条文というイメージなので、情報発信については別の場で言及しても良いかもしれない。
- ・市民向けと訪れる人向けの情報発信を分けてみてはどうか
- ・後段の条文はかなり具体的な内容となっているので、そちらに含めてはどうか
- ・第4項は残してはどうか。→ 議論の結果保留とした。

#### 文化芸術に親しめる機会を提供するという言葉の解釈について

- ・市の責務として「文化芸術に親しめる機会を提供する」ということはどんなことが考えられるのか。○ ○教室があるから参加してくださいという、働きかけを市はやらなければならないというイメージなのか。
- ・講座のお知らせ等もある。体験学習とか、文化鑑賞教室なども考えられる。
- ・もっと文化芸術に触れる機会を提供するように努めなくてはならないという市の意識をもってもらいたい。
- ・日常的に文化芸術に親しむ機会というのは子どもたちにとっても良いこと。学校でも多くの体験をさせてもらっているが、それ以外の生活の場でも良いと思っていたので、この表現は条例のどこかには入れたい。

#### まち育て、産業という言葉の取り扱いについて

- ・まち育てという言葉は、この位置よりもしっくりくる位置があるのではないか。また後ろの産業と言ったときに観光も一つの産業ととらえることができる。富良野の特色ということで農業に代えてはど

うか。まち育ては違うところで使ってはどうか。

- ・まち育ては良い言葉なので、生かしつつ別の場所に入れたい。前文の中で生かせるのではないか。
- ・将来のことを考えると、どのような産業が発展するかわからない面もあるため、産業を農業に代えるのではなく、産業を残してはどうか。
- ・そうすると産業が観光を包含してしまう。
- ・観光客と観光業を分けて考えれば整理がつくのではないか。

#### 【整理した結果】

##### ■修正前

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、観光、まち育て、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう努める。
- 3 市は、市民が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、文化芸術の継承又は普及することができる環境を整備するよう努める。
- 4 市は、市民及び市を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するよう努める。
- 5 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図るとともに、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努める。
- 6 市は、市が行う施策に文化芸術の視点を取り入れるよう努める。
- 7 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努める。
- 8 市は、文化芸術の推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

##### ■修正後

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障をしなければならない。

- 2 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、観光、まち育て、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、文化芸術の継承又は普及することができる環境を整備し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

**取扱保留** 市は、市民及び市を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を提供するよう努める。

#### 第5条（市民の権利及び役割）についての検討

##### 【主な意見】

- ・修正案第2第2項に市民同士の相互理解だけではなく、「市・事業者・学校などと交流を深め」という文言を加えた。市民だけのことではなく、みんなの連携をとっていくという意味。
- ・市、事業者等、限定すると他の機関はどうするのかという意見も出てきそう。

- ・市民だけではなく様々な機関との連携ということ伝えたい。
- ・関係機関という表現で包含できるのではないか。

#### 【整理した結果】

##### ■修正前

(市民の権利及び役割)

第5条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び文化芸術活動を行う権利を有する。

- 2 市民は、第3条に規定する基本理念を理解し、相互に理解し、尊重し合い、主体的に文化芸術の創造、発信、及び発展に努める。

##### ■修正後

第5条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び文化芸術活動を行う権利を有する。

- 2 市民は、第3条に規定する基本理念を理解し、相互に理解し、関係機関と交流を深め、尊重し合い、主体的に文化芸術の創造、発信、及び発展に努めるものとする。

### 第6条（文化芸術団体及び事業者の役割）についての検討

原案通り

### 第7条（人材育成）についての検討

#### 【主な意見】

- ・文化コーディネーターという言葉は具体的なので計画に盛り込んではどうかと思う。
- ・専門人材という表現が良いのか？専門的な人材の方が分かりやすいのではないか。

#### 【整理した結果】

##### ■修正前

(人材育成)

第7条 市は、文化芸術活動の担い手の育成及び確保に必要な施策を講じるよう努める。

- 2 市は、将来にわたり市民の文化芸術活動を推進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成に努める。
- 3 市は、市民と文化芸術をつなぐ役割を担う専門人材の配置（文化コーディネーター）その他必要な施策を講じるよう努める。

##### ■修正後

(人材育成)

第7条 市は、文化芸術活動の担い手の育成及び確保に必要な施策を講じるよう努めなければならない。

- 2 市は、将来にわたり市民の文化芸術活動を推進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成に努めなければならない。
- 3 市は、市民と文化芸術をつなぐ役割を担う専門的な人材の配置、その他必要な施策を講じるよう努めなければならない。

## 第8条（乳幼児・児童・生徒の文化活動の充実）について

### 【主な意見】

- ・修正案2に賛成
- ・乳幼児・児童・生徒の文化活動の充実となっていたタイトルをあえて限定せずに、子どもたちのための文化活動の充実とした。
- ・乳児は含めなくても良いという意見もあったが、すべての子どもたちのためにという点で、子どもたちのための文化活動というタイトルで良いと思う。
- ・結果そうなるかもしれないが、子どもたちを次代の文化芸術の担い手にするという点が条例の目的ではないため、「子どもたちの心と感性を育て、未来を切り拓く創造力と生きる力を育むため」という表現を変えた。
- ・この表現に2項は包含されているので、2項は削除で良いのではないかと。
- ・ここでは未来を切り開くとあるので、創造力と表現する。

### 【整理した結果】

#### ■修正前

（乳幼児・児童・生徒の文化活動の充実）

第8条 市は、次代の文化芸術の担い手となる子どもが感性を磨き、豊かな創造力（想像力）を育むことができるよう、乳幼児期から文化芸術に親しむ機会の提供や環境の整備に努める。

2 市は、子どもへの文化芸術に関する教育活動を充実させるため、学校、文化芸術団体、家庭及び地域の活動が相互に有機的に連携できる施策を講じるよう努める。

#### ■修正後

（子どもたちのための文化活動の充実）

第8条 市は、子どもたちの心と感性を育て、未来を切り拓く創造力と生きる力を育むため、乳幼児期から文化芸術に親しむ機会の提供や環境の整備に努めるものとする。

## 条例の名称について

各委員からでた案は以下の通り

- ・富良野市文化芸術推進条例
- ・富良野の文化芸術を守り・つくり・育てる条例
- ・富良野文化条例
- ・富良野市文化芸術振興条例
- ・幸せをそうぞう（創造・想像）する富良野市文化基本条例
- ・富良野文化芸術基本条例
- ・富良野文化の薫る（かおる）まち基本条例

### 【主な意見】

- ・将来にわたって残るものとして考えるとオーソドックスな名称が良いのではないかと。
- ・文化振興は十分できているので、名称の中に振興は入れなくてもいいのではないかと思ひ基本条例とした。
- ・どんだん案を出し合い最後に決定すれば良いのではないかと。